

議会改革特別委員会

平成 2 8 年 3 月 2 日

葛 城 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

- | | | | |
|-----------|--------------|----------|----|
| 1. 開会及び閉会 | 平成28年3月2日（水） | 午前10時00分 | 開会 |
| | | 午前10時47分 | 閉会 |

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| 3. 出席した委員 | 委 員 長 | 西 井 覚 |
| | 副委員長 | 内 野 悦 子 |
| | 委 員 | 川 村 優 子 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |
| | 〃 | 藤井本 浩 |
| | 〃 | 吉 村 優 子 |
| | 〃 | 白 石 栄 一 |

- 欠席した委員 委 員 西 川 朗

4. 委員以外の出席議員 議 長 赤 井 佐 太 郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
- な し

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 寺 田 馨
書 記 中 井 孝 明
〃 山 岡 晋

- ## 7. 調 査 案 件（所管事項の調査について）

- (1) 議会基本条例の制定について

- (2) その他

開 会 午前10時00分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。3月議会定例会前ということで、議員の方々、皆、大変忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

本日、作業部会でいろんなことを慎重に審議した結果も含めて、皆さん方に報告及びご理解賜りたいということでございますので、どうか慎重審議の方、よろしくお願いいたします。一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴人入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件(1) 議会基本条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、前回12月10日に開催いたしました委員会に引き続き、議会基本条例の素案作業部会での協議内容についてご報告させていただきたいと思っております。前回の委員会以降、作業部会は第4回目を1月8日、第5回目を1月29日、第6回目を2月12日、第7回目を2月25日に開催しております。本日は11月26日に開催した第3回目の作業部会から第5回目の作業部会で協議した内容についてご確認いただき、皆さんのご意見もお伺いしたいと思っております。なお、協議させてもらった中で、本日、資料A、B、Cという中で6市町の資料しか載っておりませんが、作業部会ではそれ以外の多くの資料を個々に持ち出しながら慎重に審議した結果ということで、まずご理解いただきたいと思います。

それでは、作業部会の協議内容について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局長。

寺田事務局長 それでは、事務局より説明申し上げます。資料の確認とその内容などについて若干説明いたします。

最初に、資料Aでございます。これにつきましては、条例素案作業部会が作成した葛城市基本条例案です。1ページの1番から4ページの6番までは、去年12月10日の議会改革特別委員会で報告した内容となっております。それから、5ページの7番から8ページ最後まで14番までが本日説明いたします条例案の内容となっております。

次に、資料Bです。条例素案の参考とした2市の基本条例比較表となっております。1ページの左端にマル未と記載した部分でございますが、これは前文を除くほかの部分につきまして、作業部会ではまだ検討していない条例項目となっております。4ページを見ていただ

きます。マル済となっております第4章、議会及び市長等執行機関との関係から、6ページ下段の第8章、議員研修の充実強化までが、先ほどと同じく12月10日の議会改革特別委員会で報告した条例案の参考とし終了した部分でございます。なお、6ページ一番下の議会及び事務局の体制整備からが本日説明いたします条例案の参考となっている部分でございます。

最後に、資料Cです。これも資料Bと同じく、条例素案の参考とした2市2町の基本条例比較表でございます。内容は、第3回から第5回まで参考にした条例部分の抜粋のみをしております。

以上、3点の資料がございます。

それでは、説明に入らせていただきます。先ほど委員長の説明にもございましたように、第3回から第5回までの作業部会で協議いたしました内容について説明いたします。説明の方法は、資料AとBを中心にして条例素案の趣旨、次に条例素案の内容、最後に参考として、他市の基本条例と比較して条例素案に取り入れなかった部分などについてご説明いたします。

資料Aの5ページの7番、それから資料Bの6ページ下の第8章、議会及び議会事務局の体制整備をごらんください。資料Aの7番は、議会事務局の体制整備となっております。条例素案の趣旨は、議会は、議会と議員の政策形成、立案機能を高めるために職員の調査、法務能力を高め、よりよい事務局体制を整えることを規定しております。

条例素案の内容を読み上げます。議会事務局の体制整備、第〇条、議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の調査、法務機能の充実強化を図るものとする。条例素案の内容は以上です。

次に、資料Aの5ページ8番と、資料Bの7ページ上段の議会図書室の利用でございます。この条例の趣旨は、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとしております。

条例素案の内容を読み上げます。議会図書室の利用、第〇条、議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとする。条例素案の内容は以上です。まず、この条項を作成するに当たりまして、参考として、議会図書室については、議員の調査研究が主体であることから、地方自治法第244条に規定する公の施設として取扱う必要がないと考えられている一方、地方自治法第100条第20項では一般にも利用させることができるものとなっております。現状の議会図書室のままでは座席スペースの問題等があり、広く市民に利用してもらうことは難しく、議員の調査活動に支障が出ることも考えられるために、今後は市民の利用に供せられるよう、議会図書室の整備、充実に努めるものとしております。

次に、資料Aの6ページ9番の議会広報の充実です。資料Bでは7ページ下の方にございます。この条例の趣旨につきましては、第1項として、議会は、調査充実のために各議員の議案に対する対応を市民に公表することを定めております。第2項としては、議会は、情報通信技術の発達により、あらゆる広報手段を講じて市民に対して議会広報活動に努めるものとしております。現実におきまして、近隣市議会は、議場や委員会室の会議内容をオンラインや録画によりまして、ケーブルテレビやインターネットを利用して、議会の活動を広く市民に広報活動しておられます。葛城市議会の議場及び委員会室の音響設備は、昭和62年の新

庄庁舎建設から一度も入れかえをしておられません。そのために、近い将来におきまして音響と映像施設の入れかえを実施していただきまして、多くの葛城市民の皆様が開かれた議会を目的とした議会の広報活動をしていただきます。

条例素案の内容を読み上げます。議会広報の充実、第〇条第１項、議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。第２項、議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。条例素案の内容は以上です。

まず、この条項を作成するに当たり、参考として、議案に対する賛否の公表につきましては、作業部会としては、議会だよりの中で議案の賛否の公表をしてもよいのではないかとということになりました。その後におきまして、議会だより編集委員会にて協議するとされました。その結果におきまして、平成28年１月８日開催の議会だより編集委員会におきまして協議され、平成28年３月発行の議会だより№20号より各議員の議案賛否状況を掲載することで決定されまして、また、１月22日開催の議会全員協議会で議員全員に報告されております。条例素案の内容は以上です。

次に、資料Ａの６ページ下の10番と、資料Ｂの８ページ一番上にあります第９章、議員の政治倫理、身分及び待遇のうち、議員の政治倫理についてでございます。この条例の趣旨は、議員は葛城市政治倫理条例の目的にありますように、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手となる市議会議員が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その品位と名誉を損なうことのないようするなど行動することを規定しております。

条例素案の内容を読み上げます。第９章、議員の政治倫理、身分及び待遇。議員の政治倫理、第〇条、議員は、葛城市政治倫理条例、平成17年葛城市条例第34号を規範として遵守しなければならない。条例素案の内容は以上です。

次に、資料Ａの７ページ上段の11番と、資料Ｂの８ページ真ん中にあります議員定数についてでございます。この条例の趣旨は、議員の定数は、議会がその役割と責任を果たすことを前提として、市が抱える課題や市の将来予測または人口、面積など、類似団体との比較検討の結果並びに市民の意見を考慮して決められるべきであるとしております。定数の改正は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも議員が提案するものと規定しております。なお、市民からの直接請求についてはこの限りではございません。

条例素案の内容を読み上げます。議員定数、第〇条第１項、議会は、その役割及び責務を果たすことができるようになることを前提として、議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。第２項、議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似団体の議員定数と比較検討し、市民の意見を十分に考慮して決定するものとする。第３項、議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第190条第６項または法第112条第１項の規定に基づき委員会または議員から提出するものとするとしています。参考といたしまして、市民の意見を聴取するに当たっては、参考人制

度や公聴会制度を初め議会報告会などの制度を十分に活用するものとしております。条例素案の内容は以上です。

次に、資料Aの7ページ下の12番と、資料Bの8ページ下にあります議員報酬についてでございます。この条例の趣旨としましては、報酬の改正につきましても、定数の改正と同様、議員が提案するものと規定しております。

条例素案の内容を読み上げます。議員報酬、第〇条第1項、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分に考慮するものとする。第2項、議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長の提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第190条第6項または法第112条第1項の規定に基づき委員会または議員から提出するものとする。条例素案の内容は以上でございます。参考として、市民の意見を聴取するに当たっては、参考人制度や公聴会制度を初め議会報告会などの制度を十分に活用するものとしております。

次に、資料Aの8ページ13番と、資料Bの9ページ上にあります第10章、最高規範性と見直し手続のうち、最高規範性でございます。この条例の趣旨は、葛城市議会における最高規範と規定しております。

条例素案の内容を読み上げます。最高規範性、第〇条、この条例は議会における最高規範であり、他の条例、規則、告示及び訓令の制定、改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。条例素案の内容は以上でございます。

次に、最後でございます。資料Aの8ページ下の14番と資料Bの9ページの下にあります見直し手続でございます。この条例の趣旨は、毎年本条例の目的が達成されているか否かの検証を義務づけ、必要に応じて改正することを規定しております。また、改正に当たりましては、市民への説明責任を果たすために、改正理由などの詳細を説明しなければならないと規定しております。

条例素案の内容を読み上げます。見直し手続、第〇条第1項、議会は毎年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証及び報告するものとする。第2項、議会は、前項における検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な処置を講じるものとする。第3項、議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。条例素案の内容は以上でございます。

以上で説明を終わりますが、なお、委員長より冒頭の説明にもございましたように、作業部会では現在まで計7回の会議を開催しております。今回はそのうち第3回から第5回までに検討された内容を本日で報告しております。そこで、基本条例の進捗状況等について、条例案の参考とした条例全体像がわかります資料Bでご報告申し上げます。

資料Bの1ページをお願いいたします。左端に未と記載しておりますのが、作業部会でまだ検討に入っていない部分でございます。1ページの上段の前文につきましては、未と記載しておりますが、現在検討に入っております。それから、1ページ下の総則、それから2ページ全部の第2章、議会及び議員の活動原則、そして、3ページの全部でございます第3章、

市民と議会の関係、そして、少し飛びますが、6 ページの真ん中にあります第7章、政務活動費の部分は未検討であります、保留部分でもございます。なお、政務活動費につきましては、去年の12月10日に開催されました議会改革特別委員会で説明いたしました、基本条例制定スケジュールの最重要事項に位置づけされております。そのために、葛城市議会基本条例の中に盛り込むかどうかの判断が早急に必要でありますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました第5回目の作業部会終了時における協議結果については、別紙資料のとおりであります。また、政務活動費については、現在葛城市議会では導入していないため、これまでの作業部会での協議の中で、政務活動費については、議会基本条例素案の作成をしていくに当たっての最重要事項となっております。最重要事項につきましては、前回開催いたしました議会改革特別委員会でお配りした議会基本条例制定スケジュールでお示ししましたとおり、今年度中に協議することとさせていただいておりますので、政務活動費については一度全議員のお考えをお伺いするため、前回の議会改革特別委員会や議会全員協議会で議題とし、議員全員のご意見をお伺いしたところでございます。なお、議会改革特別委員会では政務活動費の導入におおむね前向きなご意見でございましたが、議会全員協議会では政務活動費の導入は時期尚早というご意見が多くございました。

以上の結果を受け、私といたしましては、政務活動費をもし導入するのならば、議員全員の賛同を得なければいけないと思っておりますので、作業部会が作成する条例素案には現段階としては政務活動費については規定しない方がよいのではないかと考えておりますが、皆さんのご意見を聞かせてもらいたいと思います。

いかがでしょうか。

白石委員。

白石委員 私個人といたしましては、やはり現状の都道府県議会や市町村議会等の政務活動費の使用においていろいろな問題点が起こっていて、なかなか導入に踏み込めない、そういう社会的な国民、市民の理解が、醸成というか進んでいないというのはよく理解しております。しかし、私はそれを待って、それを待ってというのは理解を待って、そういう不祥事がなくなるのを待って、この政務活動費を設置する、しないの決断をしていくということは、これは本当に、法の趣旨とか議員の活動そのものをやはり大きく前進させることはできないというふうに私は考えます。当然、性善説ではだめでありますけれども、私はやはり、葛城市の現状の議員報酬とか、あるいは行政事務が多岐にわたり専門的になり、それらの案件について議会が、議員が審査をするに当たっては、本当にその見識を深め、専門性をやはり身につけていかなければ対応できないというふうに考えております。そういう意味では、現状の葛城市の状況の中で政務活動費の果たす役割というのは、これは正しいとかそういうことじゃなくて、当たり前に使えば大いに役立つものだとは私は考えています。だから、私としては、国民世論、市民世論が否定的であったとしても、私は政治家の覚悟として、やはり実施すべきではないかというふうに思っています。

しかし、議会というのはやはり合議機関であります。もちろん委員会もそのとおりであります。やはり合意を形成する中で実施されるというのが1つの大きなルールでありますので、実施に否定的な意見が一定数を占めるということであれば、これはやむを得ないというふうには思いますけども、これは合議機関としても全会一致の上が望ましいということからの私の見解でありますけども、そういうことで、一定今回は見送っていくということについてはやむを得ないというふうに思います。しかし、葛城市の市議会の現状からしたら、私は必要やなというふうに思っています。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

副委員長。

内野副委員長 私も前は必要という方向で意見させていただきましたが、今回持ち帰って、公明党の議員とも相談し、また党员の方々とも相談させていただきました。その中で、やはり今の社会情勢を考える中で、また市民感情等も考える中で、また、一番大事なのはやっぱり全員一致という意見のもとで進めていくのがいいんじゃないかと、今は時期尚早かなと、そういうふうに思います。また、私としても、なぜ必要かというところの部分ももっともっと勉強しながら、また今後協議を重ねていく必要があるのではないかと思いますので、今回は見送っていくことが大事だと、そのように思うところでございます。

以上です。

西井委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 先ほど白石委員もおっしゃっていましたように、私も必要性、それから、本来なぜ全国のほとんどの議会がこういう政務活動費を導入されているかというのは、当然議員の資質向上であったり、見識を高める等々の費用として、ほぼ99%の議員が適正に使われていて、有効に使用されているということかと思います。ただ、一部の議員の不正な利用によってこういう問題が生じておるということで、葛城市がそういう費用を出していないということは、裏を返せば議員の資質向上が低下するというふうな懸念もございます。前回もお話があったように、今後、新たな議員なり若い議員等がそういう前向きな気持ちで議員になったとしても、なかなか厳しい環境かなというふうに思います。ただ、先ほどからあるような市民感情等が時期的に非常に難しい状況であるかなとは思っています。

そこで、こういう費用を政務活動費という名目以外の、議員として研修それから資料等の導入に使えるような科目といいますか、費用立てをできないのかなというふうなことを私もいろいろと考えました。例えば、本を欲しいなと、こういう本を借りたい、導入したいと思ったときに、議会の事務局で使っていただいている議会の資料費、そういう科目で導入していただいて、議員の要望に応じた図書類を買っていただくというふうな方法があったり、それから、議員がある程度認められた研修に参加する場合の費用をそういう名目で支出できないかなとか、政務活動費という名目以外の方法で、議員のそういう活動に充てられるような支出という手段がとれないのかと、その辺のところもご検討いただけたらありがたいなと感

じております。

西井委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 先にいろんなご意見を頂戴しまして、本当に世間が今、いろんな意味で議員のモラルについて非常に厳しく追及されている時代でございまして、政務活動費はそもそもやっぱり議員の質を高めるために使われるもの、質を高めるということの方法論として、今、増田委員も言われたみたいに、勉強の仕方というのはいろいろとあると思うんです。ここにも議会図書室の利用、また、今資料Bにありました8番の議員研修の充実強化という項目がうたわれていますが、うちとしても委員会ごとに研修を年1回されているという経緯もありまして、それに伴う自分たちがどういうところで研修したい、また、それに対して資料を提供していただいて勉強していくという方法はまずあるなど。会派同士の勉強会というのも、またそういった必要な資料の提供をもらって、私らはまだまだ経験が浅いですので、勉強していく方法というのはもう一度しっかりと考えていくことを始めたらいいのではないのかなと。それに当たって、将来的に政務活動費がぜひとも必要だというような状況になれば、またその段階で検討していく。プロセスの中で、ぜひとも必要やなというような意見が議員の中に多くあれば、またその方で皆さんと合議した上で政務活動費について議論すべきではないのかなというふうにも思いますので、このタイミングでいくとすれば、もう少し政務活動費そのものの必要性について学んでいくべきではないのかなというふうに思います。

西井委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 私は、政務活動費が必要であるということはこの間る申しました。もちろん、いろいろ使い方の問題で事件が起こり、行財政改革の視点から指摘もあったりとか、いろいろするわけではありますが、政務活動費が必要な客観的な条件というのは、まさに今あるんですね。これは議会の役割からすれば、本当にこの政務活動費が有効に使われ、行政事務が多岐にわたり専門化してきている状況の中で、それに対応するために必要だということは、これは当然の状況になっているんですね。ただ、あとは法の規定に基づいて、政務活動費はちゃんと地方自治法に明記されているわけですよ。それまでは、政務調査費等々は法的根拠が非常に曖昧であったけれども、わざわざ地方自治法を改定して、政務活動費が法にのって認められてきた経過があるわけですね。それは既に、政令市なんかは報酬も多いでしょうし、報酬だけでいけるんちゃうんかというような話もありますけど、こんな小さなまちで、まさに報酬も少ないという中で、やっぱり政務活動費というのは、まさに議会活動をしていく上で必要な経費として法の規定に定められているわけで、だからこそ今、全国で、町村の場合は少ないですけども、市の場合でしたら本当に多くのところが採用、条例化しているわけです。あとはもう議会が決断するだけの話なんですよ。世論はいつまでたっても、政務活動費は必要だなんて言ってくれるような時期は来ないと思う。来ないですよ。そして、やはり全国で、マスコミや世論の指摘によって改善はされていくだろうけれども、やっぱり国会議員から地方議員まで、いろいろな事件が出てくるというのは、これもなくなる話ですわ。こ

れがなくなってからみたいな話にはならないわけですよ。そういう点を踏まえても、政務活動費の条例化というのは、やはり議会としての活動、議員としての活動を高めていく上で、これはもう必要なものだ、私はそのように思います。

その他のやり方で議員の活動に資する経費を支出できるという根拠は、ほかにありません。ないですね。議会活動として研修とかそういうものはありますけれども、議員や会派の活動に対する支出の根拠というのは、残念ながら他にありません。政務調査費であつたり政務活動費しかないんですね。しかし、私もこの間、やはり行財政改革の観点から、単に政務活動費をつくるべきだとだけ言ってきたわけじゃないんです。やっぱり議会活動の中で、研修はあるけれども、全員の研修はもうやめて、その分を政務活動費に充てて、実施していく端緒にすべきだと、こういうふうに言っているわけですね。この点は、行財政改革の視点からしても議員の同意や市民の同意も得られるというふうに思いますし、そういう提案をしてきました。だから、もちろん僕自身は、法の規定にあるから、必要であるからというだけじゃなくて、やっぱり経費の面についてもどういうところから捻出するんやということもお話ししていきましたから、そういう意味で、私は議会の中心的な役割を果たす議員が、それこそその議会の役割や議員の役割、責務をちゃんとしていく上で必要なんだという決断をしたらいいいわけですよ。それが、評判が悪いからやりませんと、こんなん、いつまでたっても評判なんてよくなるはずがないじゃないですか。必ず出てきますよね。そして、これが正しいのかどうかわかりませんが、奈良県内でも、調査表でありますけれども、ないのはどこなんでしょう。葛城市ぐらいですかね。だから、そういうことも、このたびは皆さんとの合意が得られなかったという点で私もやむを得ないと思うけども、やはりこういう問題は全会一致で決めていくべきだと思うけども、しかし、中心的な役割の人がそういう消極的な立場では、これはいつまでたってもできないということを強く述べておきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 それでは、おおむね必要ですが、全員一致というのが今の時点では若干難しいという形の中で、政務活動費については、作業部会が作成する条例素案には規定しないということでご了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

重要な問題というのが頭の中にありすぎて、後先になりましたが、先ほど局長から作業部会の案に対して説明がありましたが、その件について何かございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 Aの方の資料を議員の皆さん方にご説明していただくということになるかと思うんですけども、前回もある議員がおっしゃっていましたように、全体ができていないということで、なかなか見にくい構成になっているのかなと。というのは、この資料Aの1ページのところは4番から入っているんですよ。こちらのBの資料には前文から1、2、3、4と、全部入っている。資料作成に当たって、前文末、1、総則未というふうな項目も全部入れていただいて、まだこれは上から順番に3つはやっていないよというふうな資料立てにしていた

いたら、そのへんのところも、空白の箱をつくるとか、そういうふうな資料立てで、これからこの前文と総則、1、2、3を進めていくんですよと、真ん中のところも抜けていますよというふうな、そういう全体のイメージ、流れとして理解していただけるような資料立てになるというふうに感じましたので、このBの方は他の市の比較表ということで、ここには未と入っているんですけども、基本的にAの資料を中心にご説明いただけるのかなと思うので、そういう説明をしていただけたら全体の進捗度もわかりやすいのかなというふうに感じました。

それから、参考資料ということで、このAの資料の6市町のということで書いていますけども、作業部会の中ではそれ以外の事例もいろいろとご紹介いただいているんです。この北海道栗山町議会基本条例の後ろに、ほかという言葉も入れていただいたらどうかなと。細かいところですね。

以上でございます。

西井委員長 局長。

寺田事務局長 今回この資料作成に当たりましては、A、B、Cという形でつけさせていただきまして、委員長の方から冒頭で、これ以外の4市2町以外にも、ほかの市町村につきましても参考しましたということをおっしゃっていただきましたように、素案作業部会におきましては、そういったあらゆる角度から検討していただいております。ただ、今回この説明をさせていただくときに、まずでき上がっているところの資料Aを中心として、それから全体の条立てがわかります2市基本条例を同時に行きながらということで、並行させて進めさせていただきました。それから、最後に資料Bにおきまして、全体像、どこまで進捗しているかということも含めまして説明をさせていただきましたんですけど、次回の説明会におきましては、先ほど増田委員がおっしゃいましたように、全体像がわかる何か工夫をもう少しするような形で検討させていただきます。よろしくお願いします。

西井委員長 今後検討よろしく。資料づくりに対しても、事務局もかなり大変な作業で、努力してもらったと思います。また、増田委員がおっしゃるように、もうちょっとわかりやすいようにということで、それでよろしいでしょうか。

増田委員 はい。

西井委員長 ほかにご意見はございませんか。

白石委員。

白石委員 増田委員の意見とあわせて、じゃあ、資料Bのところに葛城市の条文を入れていくということはどうですか。資料Bには伊賀市と桜井市がある。

西井委員長 局長。

寺田事務局長 当初、第1回目の12月10日の委員会におきましては、この資料Bを中心に2市ということでしたんですけど、どうしても資料がこの2つだけとなりましたら、口頭で他市のいろんな資料を参考にということを行っているんですが、どうしてもこの伊賀市と桜井市がベースになったという形になりました。そのため、今回におきましてはBとCとし、さらに、2市2町ですが資料を作成させていただきました。ただ、こういった形で伊賀市、桜井

市の横にこれをくっつけるということは、なかなか比較検討資料の難しい部分があるとは思いますが、検討させていただきますけど、作業部会は今、計7回まで行っております。それで、あと、できていない部分につきましては、未と書いています1ページの総則、それから2ページ、3ページの第2章、第3章のみが残っている部分で、きょうさらに政務活動費を入れないということでおっしゃっていただきましたので、あと、次回6月定例会におきましては残りの第2章、第3章が完結すると思いますので、そうになりましたら基本条例の全体像が出てきますので、そういった形の中で全部出させていただいて、再度一から再検討ということで説明させていただいて、そのたびにやっておりましたらどうしても全体像がわかりませんので、前後がわかりません。条例というのは全体像が出てきて初めてわかるものでございますので、そういった形の中で、次回6月定例会におきまして、まず議会基本条例の形ということで、また委員会を開催していただく予定がございますので、その際には全体像が出てきますので、そういった形の中で資料として作成させていただこうかなと思っております。ただ、白石委員がおっしゃいましたように、素案を2市の横にくっつけるとか、そういう形も検討させていただきますので、それにつきましてはまた作業部会の中で一応議論させていただいて、またよろしく願いいたしたいと思います。

西井委員長 白石委員。

白石委員 局長から改めてご見解をいただきました。作業部会に入っている者にはこれで十分なんです。しかし、議会改革特別委員会で作業部会に入っておられない方、あるいは全員協議会の中で資料を配付してわかりやすくする点では、それも1つやなと私も思いましたので、できるだけわかりやすいように、我々作業部会に入っている者はわかるけれども、それ以外の人と比較検討してその成果がわかりやすいという資料をご検討いただきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 それでは、当初局長の方から読んでもらいました作業部会で決めたことで一応ご了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 案の内容にご了解いただいたということで、それでは、議会改革特別委員会といたしましても了解させていただきます。なお、これらの内容につきましては、本日午後2時より開催されます議会全員協議会においても議員皆さんにご報告させていただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、本件につきましては、本日は以上といたします。

それでは、最後に、そのほかについてを議題といたします。

何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、本日の委員会はこれまでといたします。

作業部会の結果報告ということで、慎重審議してもらいましてありがとうございました。

また6月議会までにも作業部会を進めながら、作業部会に入ってもらっている方にはまたご苦勞をかけるとは思いますが、その結果をまた委員会で報告させてもらって、慎重審議してもらいたいと思っておりますので、基本条例を作成するまで、当委員会また作業部会とハードになると思いますが、皆さん方のご協力を再度お願いいたしまして、本日の委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午前10時47分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西 井 覚